

実施要領

1 事業名

令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業（近畿農政局①）

2 目的

2025年に2兆円、2030年に5兆円という輸出目標を達成し、農林水産物・食品の輸出立国を実現するため、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（令和2年11月30日開催）において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む、大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、農林水産省と国土交通省との連携の下、港湾や空港の具体的な利活用の方策を検討し、令和3年夏を目途に結論を得ることとされている。

現状では、例えば、東京港への利用の集中が進む中、東京港周辺の物流関連施設が不足しており、産地と港湾や空港が連携した効率的な輸出物流を行う上での課題がある。

課題解決のためには、地域の港湾を含む全国の港湾等を活用することにより輸出物流の効率化を図る必要があることから、より効率的な活用の方策に向けて検討会を開催し、検討結果として令和3年4月28日「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」の取りまとめを行った（別紙）。

本取りまとめを受け、輸出先での販売期間の延長のためには輸送に関する技術開発が有効であるとされたことから、輸送中の鮮度劣化を防ぐために特殊コンテナを用いた輸送実験を行い、その有効性と課題を把握し、もって産地と港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進に資することを目的とする。

3 事業の履行期間

契約締結の日から令和4年3月22日（火）まで

4 担当部局

近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課

5 事業内容

受託者は、以下の（1）から（3）について実施すること。

（1）近畿管内における農産物の輸出物流に係る実態調査

京都府産の梨、奈良県及び和歌山県産の柿について、どういった主体が輸出物流を構成し、いつ、どのような役割分担で、生産・卸・物流を担っているかを生産から販売まで各段階で調査し、コロナ禍の中で各主体が抱えている課題を洗い出す。

また、マーケットインの観点から、どのような品目（種類、大きさ、等級、量等を含む）が輸出先から求められ、どのような規制に対応する必要があるかを各主体に調査を行い、報告書に取りまとめる。

（2）特殊コンテナを用いたアジア地域への輸送実験

① 阪神港から香港、シンガポールに向け、リーファーコンテナ、CAコンテナに近畿地域及

び周辺地域産の青果物等（「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく輸出重点品目（以下「重点品目」という。))を必ず含むこと)を混載してそれぞれ2回ずつ（梨の出荷時期・柿の出荷時期）輸送し、輸出先の港湾及び販売先で商品確認を行い、輸出品目としての可能性を確認するとともに、特殊コンテナの有効性を検証する。

ア 梨

京都府のグローバル産地で生産された梨について、周辺地域産の青果物等（重点品目を含む）と合わせてリーファーコンテナ（予冷あり・なし）及びCAコンテナ（それぞれ20フィート）に混載して阪神港から香港及びシンガポールに向けて輸送実験を行い、仕向け地における輸出品目としての可能性を確認する。

なお、産地から輸送、販売までの各段階におけるコールドチェーンの状況、保管状況等に関する調査及び食品分析検査を行い、どの箇所が劣化につながりやすいか調査すること。また、輸送に当たっては同一コンテナ内に複数形態の包材を用いることで、どの包材が輸送に適切かを仕向け地で比較できるようにすること。

イ 柿

和歌山県のグローバル産地及び奈良県で生産された柿について、周辺地域産の青果物等（重点品目を含む）と合わせてリーファーコンテナ（予冷あり・なし）及びCAコンテナ（それぞれ20フィート）に混載して阪神港から香港及びシンガポールに向けて輸送実験を行い、仕向け地における輸出品目としての可能性を確認する。

なお、産地から輸送、販売までの各段階におけるコールドチェーンの状況、保管状況等に関する調査及び食品分析検査を行い、どの箇所が劣化につながりやすいか調査すること。また、輸送に当たっては同一コンテナ内に複数形態の包材を用いることで、どの包材が輸送に適切かを仕向け地で比較できるようにすること。

② 検証

本実証を参考に他の農林水産物・食品の海上輸送の可能性等を検討するとともに、小ロット出荷に対応した混載輸送や品質保持のための輸送技術（庫内環境のコントロール、品質保持のための包装・梱包技術など）及び特殊コンテナ（リーファーコンテナ、CAコンテナ）の活用を検証、リードタイム・コストの条件や輸出に係る諸手続きに関する課題の整理等を行う。

なお、本実証については、以下の評価項目について現状と実証後を比較し、効率的な輸物流に資するよう実証結果を分析すること。

<評価項目>

- ・ 物流ルート、・ 輸送コスト（国内費用）、・ 輸送コスト（海上運賃）、・ 輸送や保管に要する日数、・ コンテナ内の温度変化と品質の状況、・ 動植物検疫への対応、・ 通関の取組、・ バンニング状況、・ 輸出のための荷物の集約・ 梱包方法のあり方・ 混載に適さない品目・ 保管方法、・ コールドチェーンの状況、・ 同条件による物流事業者の取組の比較、・ 輸出先国での販売価格への影響や実証後の輸出先国における価格や品質に関する評価（輸入者等からの聞き取り等）、・ コロナ禍における物流の変化に対する対応等

(3) セミナーの開催及び広報資料の作成

(2) ②で行った検証の結果を踏まえ、輸出に関心のある農林水産物・食品事業者、地域商社

等を対象とした効果的な食品輸送のためのセミナーを開催するとともに、開催動画及びリーフレットを作成すること。

6 成果品

受託者は、以下の成果品を令和4年3月22日（火）までに次の場所へ提出すること。

(1) 成果品

ア 事業実施報告書（本文、概要版）

- ・紙媒体 各2部
- ・電磁記録媒体 2部（本文及び概要版のデータを格納したもの）

イ 管内の阪神港を活用した輸出に関心のある農林水産物・食品事業者等を対象とした効果的な食品輸送のためのセミナーの編集動画

- ・電磁記録媒体 2部

ウ 管内の阪神港を活用した輸出促進にかかるリーフレット

- ・紙媒体 1,000部
- ・電磁記録媒体 2部

(注)

- ① 事業報告書、リーフレットはMicrosoft Word、Excel 又はPowerPoint で作成することとし、電子記録媒体にはWord、Excel 又はPowerPoint 形式とPDF 形式を保存して提出すること。
- ② 電子記録媒体の提出はCD-R 又はDVD-R で行うこととする。電子記録媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。
- ③ セミナーの編集動画については、プログラムや発言者別のファイル分割、テロップの挿入を含む編集を行う等、委託者の指定する形式とする。
- ④ リーフレットの電子記録媒体は、後日コンテンツを編集できるオブジェクトで構成することとする。

(2) 提出先

農林水産省 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（別館3階）

7 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意しつつ行うものとする。

- (1) 令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業（近畿農政局①）は、本実施要領に基づくもののほかに他農政局等（北海道農政事務所、農政局（7箇所）、沖縄総合事務局及び農林水産省本省）において、契約して実施する実証事業がある。本事業の実施に当たっては、近畿農政局の担当職員と調整を行うほか、令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業（本省①）の事業受託者に以下の内容を適宜報告しながら進めること。

ア 実証概要

（現状の課題、実証内容、実施体制、実証に係る事業者名、担当者名、連絡先）

イ 実証スケジュール（予定、進捗状況）

ウ 実証の検証結果

- (2) 受託者は、企画提案書のとおり事業を実施すること。
- (3) 本事業の調査内容等については、担当職員と協議し、決定すること。
- (4) 受託者は、毎週1回程度、定期的に進捗状況の報告を本事業の責任者から担当職員等に行うほか、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。
- (5) 契約期間終了後、手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付相当額を国庫に返納すること。
- (6) 受託者は、本実施要領及び企画提案書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項並びに新型コロナウイルス感染症に起因して、実施内容を変更する場合について、担当職員と協議の上、必要に応じ委託契約書に則った手続を行うこと。
- (7) 本事業における人件費の算定等に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (8) 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないこと。
- (9) 受託者は、農林水産省が成果物を契約期間内に活用する場合及び同期間内に農林水産省が認めた上で二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置すること。
- (10) 広報物等において農林水産省の名称を用いる場合には、農林水産省が別途提供する「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」の規定を遵守すること。
- (11) 実証に用いる食材等については、本事業の対象経費とする場合、その所有権は国に属することから、受託者の利益等相当分が含まれることは、委託業務の実施に要した経費に相当する額を清算して支払うという経理処理の性質上ふさわしくないと考えられるため、実証後であっても当該食材等を販売することができない。また、本事業による実証を行った後、本事業とは別の取組として輸出先国において本事業での実証に用いた食材等を販売する場合、当該食材等については本事業の対象経費とならない。
- (12) 提案に際しては、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略及びGFPグローバル産地づくり推進事業の趣旨を踏まえたものにする。

(参考)

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略のホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html>

GFPグローバル産地づくり推進事業のホームページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfpglobal_saitaku.html